

史料紹介・上杉房顕文書集

—山内上杉氏文書集5—

黒田基樹

一、はしがき

本文書集は、「山内上杉氏文書集」5として、前回の上杉憲忠の次代にあたる上杉房顕の発給文書・受給文書を集成し、編年順に配列したものである。ここでは上杉房顕の発給文書一两点、受給文書一九点、計三一点を集成し、その他、家臣の奉書・副状など一三点を参考文書としてあわせて収録した。なお房顕の発給文書のうち、憲忠段階の二点については、すでに憲忠文書集に収録済みであるので、ここでは省略した。

収録にあたっては、前回までと同じく、文書ごとに通番を付し、発給文書については宛名と文書形式によって示し、受給文書については発給者と文書形式によって示した。また出典史料名については一般的な史料名を採用した。翻刻形式についても、一般的な史料集に準じるかたちをとり、注記については人名・年代など、必要最小限のものにとどめた。

なお一部の文書については、写真版による確認をとれていないものがある。今後それらの確認作業をすすめていく必要があるが、ここでは現時点での作業成果としてまとめおくことにしたい。これによって、室町・戦国初期の関東上杉氏研究の進展に、多少とも寄与することができれば幸いである。

参考1 判門田宛赤松満政書状（上杉文書）

「(切封墨引) 播磨守

判門田殿 満政」

(上杉憲実)

(上杉房朝)

安房入道殿御息之内一人、越州ニ可被置申之間事、左馬助方へ自房州談合候哉、其子細等被得(足利義教)上意度由、自左馬助殿承之間、則令披露候之處、尤可然之旨、被仰出候、当国ニ居住事、殊御悦喜之由 上意候、目出候、将又房州之息共惣而幾人候哉、同年齡等事、

以次被知食度之旨、被仰候、委細可注給候、併期面会候、恐々謹言、

(嘉吉元年カ)

(赤松)

六月十三日

満政 (花押)

(祐 元)
判門田殿

1 上杉長棟書状 (上杉文書)

就京都祇候之事，赤松播磨守証状下遣之候，簡要之証文候，相構々々不可有無沙汰之儀候也，謹言，

(嘉吉二年力) (上杉憲実)
正月廿日 長棟 (花押)

竜春殿

参考2 上杉安房入道宛畠山徳本奉書 (上杉文書)

子息竜春方仁被讓与越後国知行分，自然之時者，於越州同名民部大輔相相共可致忠節之由，
(足利義教) (上杉房朝) (足利義勝)
普広院殿御代被経上意云々，今又此趣伺申候之處，尤以可然之由，被仰出候，恐々謹言，

「嘉吉二」

十月廿日 (畠山持国)
沙弥徳本 (花押)

(憲実)
謹上 上杉安房入道殿

2 上杉長棟書状 (上杉文書)

其身京都奉公事，并越州知行分讓与次第，京都へ令言上之處，被成下御教書候，則令頂戴之，可有所持候也，謹言，

(嘉吉二年) (上杉憲実)
十二月五日 長棟 (花押)

竜春殿

3 上杉長棟讓状 (上杉文書)

越州上田庄并同国々衙半分事，相副代々証文等，永代次男竜春仁所讓与也，曾不可有他妨者也，仍証状如件，

(上杉憲実)
文安元年八月日 長棟 (花押)

*本文書に副えられた，同筆文書に「越州知行分処々文書目録」「京都將軍家御下文写」がある。

4 上杉長棟書状 (上杉文書)

(懸紙上書)
「竜春殿 長棟」

越州知行分事，相副証文，悉以先度令讓与候了，隨而關東祇候之遺跡，契約之仁等給恩

地等事、老拙令帰隠候者、翌日自其有成敗而、或行家風之給恩、或成料所、可被相計候、皆悉以令讓与候上者、於自今已後、兄弟・親類中不可有違乱候、恐々謹言、

(文安元年) (上杉憲実)
八月六日 長棟 (花押)

竜春殿

5 上杉長棟書状 (上杉文書)

長々在京心尽、辛勞令推察候、但老拙諸子中汝一人可令着俗衣之間、令苦勞候歟、世法者古今如此候、相構辛勞と不可存候、謹言、

(文安元年) (上杉憲実)
八月六日 長棟 (花押)

竜春殿

6 上杉長棟讓状 (上杉文書)

丹波国何鹿郡内漢部郷事、相副代々証文等、讓与次男竜春畢、但兄竜忠令出家一期之間可知行、一期之後者竜春可相計、竜忠若令還俗者、可為不孝之子上者、縦雖為一期之中、長棟遺領一点も不可令知行、努々不可有他妨者也、仍讓状如件、

(上杉憲実)
文安元年九月日 長棟 (花押)

7 上杉長棟書状 (上杉文書)

越州知行分事、令讓与、以民部大輔(上杉房朝)指南、可令致京都祇候之段、(足利義教)普広院殿御代令言上候処、上意無相違候旨、赤松播磨守書状在之、将又(滿政)慶雲院殿御時、(足利義勝)属管領、(鳥山持国)此段重而令言上訖、然間得 上意証状明白也、此旨先度以書状申遣了、次与民部大輔無孤履之義者、可為孝心第一、隨而可為少分限之間、連々在京難堪之旨、令言上之処、上意無相違候、彼証状之文言ニ被載之畢、次代々証文等并文書案文遣之、方々預置之間、連々尋出、重而可下遣之者也、謹言、

(文安元年) (上杉憲実)
九月二日 長棟 (花押)

竜春殿

*本文書に副えられたと推定される、上杉長棟の紙継目裏花押のある、置文・越後知行分重書案・丹波知行分重書案、長棟の奥書署判がある越後知行分重書案・丹波知行分重書案がある。

8 上杉長棟讓状 (上杉文書)

丹州漢部村事、令讓与候了、不可有他妨之状、如件、

文安三年四月五日 ^(上杉憲実)
長棟 (花押)
八郎殿

9 上杉長棟讓状 (上杉文書)

丹波国八田本郷事, 相副証文等, 永代讓与八郎房頭者也, 敢不可有余人之違乱状, 如件,
文安四年六月 日 ^(上杉憲実)
長棟 (花押)

10 上杉長棟讓状 (上杉文書)

丹波国八田本郷四名事, 相副証文等, 永代讓与房頭者也, 敢不可有他人之妨状, 如件,
文安四年六月 日 ^(上杉憲実)
長棟 (花押)

11 上杉長棟書状 (上杉文書)

丹州八田本郷之事, 雖以前讓殘候, 為京都御分国之内間, 重而令讓与候了, 仍讓状別紙
ニ認遣候, 永代可有知行候, 謹言,
^(文安四年) ^(上杉憲実)
六月五日 長棟 (花押)
八郎殿

12 としより御かた宛置文 (上杉文書)

一日それにあつけまいらせ候もんしよ, ふくろのなかによしの事にて, かわゝおまいら
せ給候, しやうへとりいたし候へく候, もとのことくはんをまいらせ候, よく々々御お
き候へく候, あなかしく,

四月廿一日 ふさ頭 (花押1)

としより

御かたへまいる

*本文書は仮名段階のもとと推定されるため, ここに収録する。

13 後花園天皇口宣案 (上杉文書)

^(端裏書)
「口宣案」

^(勝光)
上卿 日野中納言

享徳三年三月廿九日宣旨

藤原房頭

宜任兵部少輔

(烏丸)
藏人左少弁藤原朝臣益光奉

14 鏝阿寺宛書状（鏝阿寺文書）

(懸紙上書)
「謹上年行事」

□時卷数一枝□給^(送)候，怡悦候，恐々謹言，
(享徳三年カ)
十月廿二日 兵部少輔房頭（花押2）

謹上 鏝阿寺

*本文書の花押形は享徳三年以前と推定される。

15 細川勝元奉書（上杉文書）

越後国上田庄若宮社領所々散在事，石清水八幡宮神人及放生会違乱之間，雖被成 綸
旨・御教書被召返訖，早如元不可有相違之由，所被仰下也，仍執達如件，

享徳四年二月十二日 右京大夫^(細川勝元)（花押）

上杉兵部少輔殿

16 豊島三河守宛書状（豊島宮城文書）

今月五日於此口致合戦，敵数輩討取候，彼残党等高井要害ニ馳籠候間，即差寄取対陣候，
当城事不可有程候，然者其方早々出張可然候，恐々謹言，

(享徳四年)
六月十日 房頭（花押3）

豊島三河守殿

17 豊島内匠助宛感状（豊島宮城文書）

於五月十四日武州大袋原之合戦，家人等被疵之由申之，感悦之至候，向後弥可被抽戦功
候，恐々謹言，

(享徳四年)
七月六日 房頭（花押3）

豊島内匠助殿

18 黄梅院宛禁制（黄梅院文書）

禁制

右，於円覚寺黄梅院并院領等，軍勢甲乙人等不可致濫妨狼藉，若有違犯之輩者，可処罪
科之状，如件，

享徳四年八月 日

(花押3)

参考3 報恩寺宛長尾忠景奉書禁制写 (報恩寺年譜二)

右、於報恩寺并寺領等、軍勢甲乙仁等不可致乱妨狼藉、若有違犯輩者、可被処罪科状、如件、

康正二年二月日 (長尾忠景)
尾張守判

19 信太庄山内衆宛書状 (臼田文書)

就総州御敵退治 [] 円成寺名字中彼国へ可打越候歟、然者其方傍輩中令談合、彼国之境ニ取陣、自円成寺方相通候者、同時越河致忠節候者、可然候、謹言、

(長祿元年)
五月八日 房頭 (花押4)

信太庄山内衆口

20 明月院宛書状 (明月院文書)

明月院領相州岩瀬郷其外所々諸公事免除事、不可有相違候、恐々敬白、

「康正三」

五月十八日 房頭 (花押4)

明月院

21 細川勝元奉書写 (東寺觀智院金剛藏文書)

「御施行案文」

地蔵院領伊豆国宇賀々・下田郷代官職之事、為兵粮料關東在陣之間、被預置朝日近江守教貞訖、早可被沙汰付教貞代候由、所被仰下也、仍執達如件、

長祿元年十二月廿三日 (細川勝元)
右京大夫判

上杉兵部少輔殿

参考4 東大夫宛某康清書状 (矢田部文書)

当社御神領当年貢可被借召事、可有御免之段、嘆御申之旨、具ニ令披露之处、何様可有御思案之由被仰出候、然者其間之事可停止催促之由、寺尾若狭入道方へ申候き、先以社家可為大慶候、次就三福郷事、無相違可有成敗之由、寺屋入道方へ被成御書候、定取合可有成敗歟、能々御談合可然候、恐々謹言、

長祿二

八月六日 右衛門尉康清（花押）

謹上

東大夫殿

22 岩松次郎宛書状写（内閣文庫本正文書）

就主君様御 動座，可被参御方之由承候，先以目出候，如何様豆州へ可（足利政知）令注進候，定上意不可有相違分，早々被抽御忠節候者，都鄙共以可有御感候，於御恩賞者無疎略候，可申沙汰候，恐々謹言，

八月十七日 兵部少輔房頭（花押4）
（長祿二年）

謹上 岩松次郎殿

参考5 岩松次郎宛長尾昌賢副状写（冊子本正文書）

就主君様御 動座，自屋形被進 状候，目出度候，此一部事，且者不私子細候之間，不可存自分儀由候，殊自京都以御事書，降人事不可有相違之由被仰下候，急被参御方被励御忠節候者可然存候，於御忠賞者可有申沙汰候，旁可御心安候，依此御報 公方様へ（足利政知）

可有注進之由候，恐々謹言，

八月十七日 沙弥昌賢（花押）
（長祿二年） （長尾景仲）

謹上 御宿所

23 白川修理大夫宛書状（白川文書）

就主君様御 動座之御事，去六月十一日御状一昨日到来，令披閱候，如承者，諸人歡喜不可過之間，就中此方一身大慶由存候，過御察候，定而其口之事被仰下候哉，此刻別而被励御計略候者，可然存候，可為御覺悟之前候間，不能巨細候，恐々謹言，

八月廿六日 兵部少輔房頭（花押4）
（長祿二年）

謹上 白川修理大夫殿
（直朝）

参考6 横瀬宛長尾昌賢書状写（冊子本正文書）

就彼方様御進退，先刻雖以面申談候，重而令啓候，抑敵方調儀子細候者，自此方も可有勢仕候，其時者彼方御一戦も尤候，如今天氣連続候者，河事軍勢難打越候歟，其時に不可然候簡要候，先御身上御無為之間，重而御調儀可然候，彼庄内事，御一家御一味候者，自然不可有他綺候，次此方御越候者，定可為御不便候，於其一段者可申談候，可御心安候，幸板倉御料所・新闕所等糺明之時分候，追而者彼内一所先御知行候之様，自当方も（頼資）

(足利政知)
豆州へ可 有申沙汰候、彼御糺明も半諸軍勢為堪忍御用之由、板倉先日面談之時申候キ、
就彼御參殊令祝着、板倉も聊武衛様へ(澁川義鏡)も可申談候、御身上等事者不及申候、諸篇可為御
本意候、此趣能々得御方様へ可有伝達御申候、恐々謹言、

長尾

(長祿二年) 九月八日 (景仲) 沙弥昌賢 (花押)

(国繁)
謹上 横瀬殿

参考7 荏柄天神社宛書状 (荏柄天神社文書)

歳末之御卷数一合給候、恐悦存候、恐々謹言、

十二月廿三日 (長尾景仲) 沙弥昌賢 (花押)

*前号文書の長尾昌賢に懸けてここに収録する。

24 足利義政御内書写 (足利家御内書案)

(之)
「飯尾左衛門大夫元種 申之、蜷川孫右衛門尉渡之」
(足利)
成氏誅罰事、去年於武州・上州度々合戦之時、被官人数輩、或討死、或被疵之条、尤神
妙、弥運籌略、早速落居候者、可為本意候、仍太刀一腰正恒遣之候也、
(令脱)
(寛正元年)
四月廿一日

上杉兵部少輔殿

参考8 長尾尾張守宛奉行人連署奉書 (鶴岡八幡宮文書)

鶴岡 八幡宮領武州所々事、押領人等注文老通、封裏所被遣之也、不日退彼綺、可被沙
汰付下地於当社雜掌之由候也、仍執達如件、

寛正二年四月廿六日 (力石) 右馬允 (花押)
(長尾景信) 右衛門尉 (花押)

(忠景)
長尾々張守殿

25 足利義政御内書写 (足利家御内書案)

「同前 (野依主計允申之)」
(上杉)
政憲令下向候、諸事無等閑扶助候者、可為本意也、
(寛正二年)
十月廿三日 御判

上杉兵部少輔殿

(房定)
上杉民部大輔殿

(持朝)
上杉修理大夫入道とのへ

参考9 堀越公方家奉行人連署奉書案（鹿王院文書）

(端裏書)
「長尾四郎右衛門方へ御奉書案文」

鹿王院領武州赤塚郷事，為異于他寺領之間，自最初可被充行兵糧料所之段，雖更無謂被
思食，就千葉兄弟進退，武衛頻執申間，先御成敗之处，如御覺語，彼地事，自京都可
被返付院家之旨，御下知之者，可被沙汰付下地於彼雜掌，至于千葉七郎者可被下替地，
嚴密可被注申相当之由，所被仰下也，仍執達如件，

寬正三年十一月廿三日 散位 在判
(布施為基)
(朝日持清) 信濃前司 在判

(景信)
長尾四郎右衛門尉殿

26 足利義政御内書写（足利家御内書案）

(之種)
「飯尾左衛門大夫申之也，引合」

(景仲)
長尾左衛門大夫入道死去之由，其間候，不便候，心中併被察思召候也，

(寬正四年)
十月五日 御判

上杉兵部少輔殿

27 足利義政御内書写（足利家御内書案）

(之種)
「飯尾左衛門申之，寬正五・正・廿六調進候，引合」

職事辞退之条，不可然候，如先々可有補佐也，

(寬正四年)
十二月廿六日 御判

上杉兵部少輔とのへ

参考10 布施為基書狀案（鹿王院文書）

(端裏書)
「依職上表奉書被返候故，兩人方より被進狀案文」

被仰出鹿王院領赤塚郷事，職御上表候間，被返進御奉書候，如何存候，既先度如御申候者，雖縱職上表之儀候，在職可為同前，於被仰出候子細者，可有御成敗之由御申候き，然上者於此地者，可被沙汰付寺家雜掌候者，可然存候由，可有御申沙汰候，委細者自
(憲明)
寺尾方可被申候，恐々謹言，

(寬正四年) 十二月廿八日 散位為基在判
(布施)
(景信)
謹上 長尾四郎右衛門尉殿

参考11 寺尾礼春披露状案（鹿王院文書）

就鹿王院領赤塚郷之事，先度被成御奉書候処，御職御上表之間，被返進候哉，然而布施
(為基)
民部大夫方以状申候，依之自私も可言上仕候由，被仰出候，任御成敗之旨，被仰付候者，

可然候哉，此段可預御披露候，恐々謹言，

(寛正四年) (寺尾憲明)
十二月廿九日 沙弥礼春 在判

(景信)
謹上 長尾四郎右衛門尉殿

参考12 大蔵坊宛長尾景信奉書（内山文書）

定過書之事，任興運院殿御判之旨，不可有相違候由，被仰出候，目出候，恐々謹言，

(寛正五年カ) (長尾)
二月三日 景信(花押)

上州年行事大蔵坊

28 足利義政御内書写（足利家御内書案）

「同前（飯尾左衛門大夫申之），飯尾左衛門大夫渡之」

職上表事，如元可令存知之由，先度被仰遣之处，猶以辞退之旨被聞食候，太不可然，任
例可有輔佐也，

同（十二月廿四日御判出也）

同日（寛正五年十月十六日）御判

上杉兵部少輔とのへ

29 信太庄契約宛書状（臼田文書）

就近藤越後入道違例，注進到来候，驚入候，迷惑令推察候，若敵出張之儀候者，面々有
談合，可廻計略候，努々油断之儀不可有之候，巨細猶自長尾方可申遣候，謹言，

三月十日 房頭（花押4）

信太庄契約中

*本文書以下，33号文書までは，年未詳のためここに収録する。

30 江戸城衆宛書状（臼田文書）

行方淡路守要害敵相懸候処，毎々令合力，励粉骨候旨，淡路守江注進到来，尤以感悦候，
尚以無越度様，廻籌略候者簡要候，不限彼要害御方在所事者，相互付力，堅固相踏候者，
各可為安全之儀候間，於以後も弥被致合力候者，可然候，謹言，

六月十五日 房顕（花押4）

江戸城衆中

31 淳長蔵主宛書状（堀内文書）

武州秩父郡内蔵福寺并寺領等事，先可有^{（所）}口務候，於 御判者，関東静謐之時，可申沙汰候，恐々敬白，

六月十八日 房顕（花押4）

淳長蔵主

参考13 千手院宛長尾景信書状（鑿阿寺文書）

如仰去比当庄へ打越候時節，申承候，本意之至候，其後者取乱候間，自是も不申通候，仍勢仕之時分，当寺之事可致覚悟之由承候，尤堅可申付候，御心安可思召候，雖何時候，不可有疎略之儀候，恐々敬白，

^{（寛正六年カ）}十一月十日 ^{（長尾）}左衛門尉景信（花押）

謹上 千手院

御同宿御中



花押1



花押2



花押3



花押4

○上杉顕定文書集補遺3

71 寺尾左京亮宛書状（『岩神書店目録』二三号）

募忠信，屋敷分以時節不可有相違候，謹言，

十月十二日 顕定（花押2）

寺尾左京亮殿

72 室町幕府奉行人奉書（「醍醐地藏院文書」）

地藏院領伊豆国宇加賀・下田両郷事，被成奉書訖，於自然之儀者，不可被存疎略之由，所被仰下也，仍執達如件

延德四年四月三日 (飯尾為規) 散位 (花押)
(諏訪貞通)
前信濃守 (花押)

上杉四郎殿

○上杉憲房文書集補遺3

39 寺尾左京亮宛書状 (『岩神書店目録』二三号)

去年以来令同心木部隼人佑，父子走廻候，神妙候，仍屋敷分事，任先落居旨，還補不可有相違候，謹言，

(永正九年力)
四月廿一日 憲房 (花押3)

寺尾左京亮殿

40 寺尾又三郎宛書状 (『岩神書店目録』二三号)

父左京亮名代相統，不可有相違候，謹言，

十二月廿六日 憲房 (花押3)

寺尾又三郎殿

○上杉憲寬文書集補遺2

41 寺尾左京亮宛書状 (『岩神書店目録』二三号)

今度之忠信無是非候，仍小幡左衛門尉当知行之内上野上之事，不可有相違候，弥可持忠心候，謹言，

(享祿三年力)
十月廿九日 憲寬 (花押3)

寺尾左京亮殿